

西播磨成年後見支援センターからのお知らせ

西播磨成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する相談や手続きに関する支援を行っています。ま た、制度を普及啓発するための講演会や、制度利用者の生活を身近な立場で支援する市民後見人の養成を実 施しています。

「市民後見人とは〕

一定の研修を修了した市民で、センターや市が推薦し、家庭裁判所から後見人等として選任された人のこと。

成年後見制度普及啓発講演会を開催

成年後見制度や対象者理解を図るた め、講演会を実施します。

と き 6月26日(月)13時30分~15時

ところ 市役所多目的ホール

容 ~将来に備えて今できること~ 「任意後見制度と遺言」 講師:公証人 石打 正己さん

対 象 西播磨3市3町(たつの市、相生 市、赤穂市、太子町、上郡町、佐 用町) 在住・在勤の方

参加費無料

定 員 100名 (先着順)



市民後見人養成研修【基礎研修】受講生募集

き [1日目] 7月20日(木) 9時30分~16時30分 [2日目] 7月27日(木) 10時~16時30分 [3日目]8月3日(木)10時~16時30分 ※日程変更・中止となる可能性があります。その際に は申し込みいただいた方に直接ご連絡します。

ところ 赤穂市総合福祉会館 2階研修室(赤穂市中広267)

内 容 市民後見·成年後見制度概論、社会資源、対象者理解 他

対 象 西播磨3市3町(たつの市、相生市、赤穂市、太子町、 上郡町、佐用町) 在住で、次の①~③の要件をすべて 満たす方

- ①社会貢献活動に理解と意欲があり、地域福祉に関 心のある方
- ②3日間の研修のすべてに参加できる方
- ③25歳以上69歳以下(令和6年4月1日現在)の方

参 加 費 無料 申込期限 7月6日(木)

その他 市民後見人候補者としてセンターに登録をするために は、上記の基礎研修のほか、実践活動研修、フォロー アップ研修を修了する必要があります(合計10日間)。

共通事項

申込方法 電話、ファックスもしくはメールにて、住所、氏名、電話番号をお知らせの上、お申し込みください。

申込・問い合わせ先 西播磨成年後見支援センター (☎72·7294、 ₹ 72·7224、 ₹ sansan@sirius.ocn.ne.jp)

「入居権」を譲ってほしいという電話は詐欺です!

下記のような不審な電話が増えています。

事 例

「あなたは老人ホームに入居できる権利を持っている。権利 が不要なら譲ってほしい

電話を信じ、話を進めてしまうと・・・

「あなたの名義で申し込みをするので、一度あなたがお金を 振り込む必要がある

「権利を譲るためにお金を振り込む必要がある。警察に相談 すると大変なことになる」

などと、金銭を要求された。

また、市が運営する老人ホームだと言って安心させるよ うな電話もあります。

トラブルに遭わないためのポイント

- ①留守番電話機能や発信者番号通知を活用して、 心当たりのない電話には出ない。
- ②絶対にお金は払わない。(お金の話があったら 警察へ連絡しましょう)

高齢者の消費者トラ ブルを防ぐには周囲 の方の見守りが一番で す。不審な電話や勧誘 を受けていないか、日 頃の声掛けを大切にし ましょう。



おかしいな?困ったな?ご相談は ▶ たつの市消費生活センター (商工振興課内☎64·3250)



福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療費助成制度 (移高齢期移行医療・障重度障害者医 療・乳乳幼児等医療・②こども医療・母母子家庭等医療・高高齢 重度障害者医療) に該当されている方は、毎年7月1日付けで受 給者証を更新しています。

この制度には所得制限があり(乳乳幼児等医療・〇こども医療 (中学3年生まで)は除く)、受給資格の有無を本人および扶養義 務者等の前年中の所得で判定します。

▶国保医療年金課(☎64・3240) ▶動地域振興課(☎75・0253)

▶ 億地域振興課(☎72·2523) ▶ 億地域振興課(☎322·1451)

引き続き受給資格のある方には新しい受 給者証を6月下旬に送付します。また所得制 限により対象外となる方には、その旨を通知 します。

更新に当たり、母母子家庭等医療の対象者 には、更新申請の案内を4月下旬に送付して います。まだ提出をされていない方は、受給資 格のある場合でも受給者証を交付できません ので、至急申請書を提出してください。



特定医療費(指定難病)受給者証の更新について

令和5年10月31日まで有効な受給者証をお持ちの方で、11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方 は、次の期間に更新申請を行ってください。

更新申請受付期間 6月12日(月)~8月18日(金)

- ※10月31日(火)まで更新申請の受け付けは可能ですが、新しい受給者証の発送は、11月1日以降となりますので、ご留 意ください。
- ※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛てにお送りします。案内が更新受付開始日までに届かな い場合は、お問い合わせください。

申請・問い合わせ先 龍野健康福祉事務所 地域保健課 (☎63・5139)



小児慢性特定疾病受給者証の更新について

令和5年10月31日まで有効な受給者証をお持ちの方で、11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される令 和5年11月1日時点で満20歳未満の方は、次の期間に更新申請を行ってください。

更新申請受付期間 7月3日(月)~8月31日(木)

- ※10月31日(火)まで更新申請の受け付けは可能ですが、新しい受給者証の発送は、11月1日以降となりますので、ご留 意ください。
- ※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛てにお送りします。案内が更新受付開始日までに届かな い場合は、お問い合わせください。

申請・問い合わせ先 龍野健康福祉事務所 地域保健課 (☎63・5139)



困ったときにはご相談ください【ふくし総合相談窓口】

ふくし総合相談窓口は、年齢や内容にかかわらず、福祉に関するさまざまな困りごとの相談ができます。

こんなことで困っていませんか?

- ◆家族のこと 認知症、身体障害、知的障害、精神障害、ひきこもり、 虐待等
- ◆制度のこと 介護保険サービス、障害福祉サービス、成年後見制度等
- ◆お金のこと 金銭管理、生活困窮等

令和4年度は305人の方から2.509件の相談がありました。 相談者は、子どもから高齢者まで幅広く、相談内容(右図)も 多岐にわたっています。

また、近年社会的な課題となっている孤立を防ぎ、社会と つながり続けることができるように市役所内外の関係機関と 連携して寄り添う支援をしています。

相談先に困った場合にはお気軽にご相談ください。



▶地域包括支援課(☎64·3270)